

青森県報

第三千九百六号

平成二十六年
十月十日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|---------------------------------------------|-----------------|-----|
| 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… | (高 齢 福 祉 保 險 課) | … 一 |
| 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… | (同) | … 一 |
| 障害福祉サービス事業者の指定…………… | (障 害 福 祉 課) | … 二 |
| 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… | (同) | … 二 |
| 道路の区域の変更…………… | (道 路 課) | … 三 |
| 道路の供用の開始…………… | (同) | … 三 |
| 公有水面埋立ての免許…………… | (港 湾 空 港 課) | … 三 |
| 公 告 | | |
| 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表…………… | (総 務 学 事 課) | … 五 |
| 農用地利用配分計画の認可…………… | (構 造 政 策 課) | … 五 |
| 県営土地改良事業計画変更の決定…………… | (農 村 整 備 課) | … 五 |
| 建設業者の許可の取消し…………… | (中 南 地 域 民 局) | … 六 |
| 右 同…………… | (上 北 地 域 民 局) | … 六 |

告 示

示

青森県告示第七百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定居宅サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は 名称又は | 主たる事務所の 所在地又は住所 | 居宅サ ービス の種類 | 居宅サ ービス事 業所 | 名 称 | 所 在 地 | 届 止 の 年 月 日 | 廃 止 の 年 月 日 |
|-----------------------------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------------------|---------------------------|------------------------------|----------------|----------------|
| | | | | | | | |
| 津軽保健 生活協同 組合 | 弘前市大字田町 五丁目二の二 | 居宅療 養管理 指導 | 津軽保健 生活協同 組合藤代 病院 | 弘前市大字藤 代二丁目二 の二 | 平成 二六・八・三 平成 二六・八・三 | | |
| 日本健康 開発株式 会社 | 弘前市大字宮川 三丁目一七の一 | 訪問介 護 | ひなた松 原 | 弘前市大字松 原三丁目二 の一 | 二六・九・三 二六・九・三 | | |
| 医療法人 仁泉会 | 八戸市大字河原 〇の八一 | 訪問看 護 | 訪問看護 ステーション みおはしが みおはしが | 三戸郡階上町 蒼前西七丁目 九の四〇七 | 二六・八・七 二六・八・七 | | |
| 医療法人 仁泉会 | 八戸市大字河原 〇の八一 | 居宅療 養管理 指導 | 訪問看護 ステーション みおはしが みおはしが | 三戸郡階上町 蒼前西七丁目 九の四〇七 | 二六・八・七 二六・八・七 | | |

青森県告示第七百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 仁医療法人 仁泉会 | 仁医療法人 仁泉会 | 日本健康 開発株式 会社 | 津軽保健 生活協同 組合 | 氏名称 氏名又は 名称又は 名称又は | 指定介護予 防サービス 業者 |
| 〇木八戸市 の字八太郎 八八河原 一山一 | 〇木八戸市 の字八太郎 八八河原 一山一 | 三弘前市大 三丁目一七 の宮川一 | 五弘前市大 五丁目二の 二田町 | 所在地又は 主たる事務 所住所 | 介護予防サ ービスの種 類 |
| 療防介 指養居予 導管宅 | 看防介 護訪問予 問 | 介防介 護訪問予 問 | 理療防介 指養居予 導管宅 | 名 称 | 介護予防サ ービスの種 類 |
| みおヨス おはしえが みおはしえ が | みおヨス おはしえが みおはしえ が | 原ひな なた松 | 健組生津 生合生協 病藤院代 院同健 | 名 称 | 介護予防サ ービスの種 類 |
| 九蒼三戸 の四前郡 〇七西階 七丁上 目町 | 九蒼三戸 の四前郡 〇七西階 七丁上 目町 | の弘前市大 一東三丁目 二松 | の代弘前市 一丁目二 二藤 | 所 在 地 | 介護予防サ ービスの種 類 |
| " | 二六・八 二七 | 二六・九 二三 | 平成 二六・八 二三 | 届 出 日 | 介護予防サ ービスの種 類 |
| " | " | 二六・九 二三 | 平成 二六・八 二三 | 廃 止 日 | 介護予防サ ービスの種 類 |

青森県告示第七百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|-------------|----------------|
| 名 称 | 指定障害福祉サービス業者 |
| 主たる事務所の所在地 | 〇木八戸市八太郎河原一山一 |
| 障害福祉サービスの種類 | 介護予防サービスの種類 |
| 名 称 | 障害福祉サービスを行う事業所 |
| 所在地 | 〇木八戸市八太郎河原一山一 |
| 指 定 日 | 平成二十六年十月十日 |

| | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|
| 株式会社明倫 | 株式会社虹 | 株式会社虹 | 株式会社明倫 |
| 二八戸市西 二丁目一四 の一白山台 | 役青森市大 字芦谷二八 九八 | 役青森市大 字芦谷二八 九八 | 二八戸市西 二丁目一四 の一白山台 |
| 就労継続 A型支援 | 重度訪問 介護 | 重度訪問 介護 | 就労継続 A型支援 |
| 宝の杜 | 咲テ1シヨ ン | 咲テ1シヨ ン | 宝の杜 |
| 二八戸市西 二丁目一四 の一白山台 | 弘前市大 字青樹三 三 | 弘前市大 字青樹三 三 | 二八戸市西 二丁目一四 の一白山台 |
| 平成 二六・九 〇一 | " | " | 平成 二六・九 〇一 |

青森県告示第七百二十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | |
|--------------|------------------|
| 指定障害福祉サービス業者 | 指定障害福祉サービス業者 |
| 主たる事務所の所在地 | 〇木八戸市西白山台二丁目一四の一 |
| 障害福祉サービスの種類 | 就労継続A型支援 |
| 名 称 | 宝の杜 |
| 所 在 地 | 〇木八戸市西白山台二丁目一四の一 |
| 廃 止 日 | 平成二十六年十月十日 |

青森県告示第七百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月九日まで青森県県土整備

部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面 番号 | 道路 種類の | 路線名 | 変 更 の 区 間 | | 変更の 前後別 | | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|----------|-----------|--------------|-----------------------|---|----------------------------|-------------|-----------|-------|----|
| 1 | 県道 | 三沢七戸線 | 後 | 前 | 四・二〇〇メートルから 四六・〇〇メートルまで | 一二・〇〇メートル | 七八・〇〇メートル | | |
| 2 | 県道 | 岩崎西目屋 弘前線 | 後 | 前 | 一〇・八〇メートルから 三〇・六〇メートルまで | 五、二七三・一メートル | | | |
| 3 | 県道 | 西目屋一ツ 井線 | 後 | 前 | 九七・〇〇メートルから 一四・六〇メートルまで | 八九〇・三〇メートル | | | |

青森県告示第七百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十一月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|---------------------------------------|------------|
| 県道三沢七戸線 | 三沢市春日台一丁目一五二の五六から 三沢市春日台一丁目一一二の九まで | 平成二六・一〇・一〇 |

| 路線名 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|----------------|----------------------------------------------------|----------|----|
| 県道岩崎西目屋 弘前線 | 中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添三九四から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上三六の二四七まで | 二六・一〇・一一 | |
| 県道西目屋一ツ 井線 | 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元一四八から 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字宮元四一の五二まで | " | |

青森県告示第七百二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十六年十月二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により公示する。

平成二十六年十月十日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

青森県八戸市沼館四丁目一番一、一番二の一部、一番三の一部、一番五の一部
一番三八の一部、一〇一番二の一部及び一番二五の一部の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び ③⑥の地点と③⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 電子基準点八戸基点(北緯四〇度三〇分五五・二九七五秒、東経一四

一度三〇分四〇・六一七〇秒)から三一八度五三分三一秒 一、二六

五・二六メートルの地点

の地点から 七度一八分三四秒 一四・四七メートルの地点

の地点から 二七度四一分三〇〇秒 〇・六五メートルの地点

の地点から 七度〇三分五〇秒 一・〇七メートルの地点

の地点から 九六度一八分二六秒 四・八二メートルの地点

の地点から 一八七度〇〇分五七秒 一・六九メートルの地点

の地点から 九七度〇〇分〇三秒 三三・二〇メートルの地点

の地点から 五度四二分三八秒 〇・〇三メートルの地点

の地点から 九七度〇〇分〇二秒 六〇・〇〇メートルの地点

の地点から 七度〇〇分五九秒 〇・〇七メートルの地点

の地点から 九七度〇〇分〇二秒 五〇・四五メートルの地点

の地点から 三六度〇〇分〇〇秒 七・五六メートルの地点

の地点 ①の地点から 一八二度二八分〇八秒 七・七五メートルの地点

の地点 ②の地点から 二五度四〇一分四五秒 二六・八八メートルの地点

の地点 ③の地点から 二三七度一七分〇八秒 七・五七メートルの地点

の地点 ④の地点から 三三六度三九分二九秒 一八・二五メートルの地点

の地点 ⑤の地点から 一九一度一八分三五秒 一三・五七メートルの地点

の地点 ⑥の地点から 一八三度三八分三四秒 二四・六八メートルの地点

の地点 ⑦の地点から 一八八度一七分五五秒 一・五四メートルの地点

の地点 ⑧の地点から 二九三度一〇分一八秒 一・六八メートルの地点

の地点 ⑨の地点から 二九一度〇三分三四秒 四・〇九メートルの地点

の地点 ⑩の地点から 二九八度四四分三八秒 〇・五一メートルの地点

の地点 ⑪の地点から 二〇二度五五分二五秒 〇・四九メートルの地点

の地点 ⑫の地点から 二〇三度二分五五秒 一・八〇メートルの地点

の地点 ⑬の地点から 一九〇度四六分〇六秒 五・〇四メートルの地点

の地点 ⑭の地点から 一九一度四二分〇七秒 一三・七五メートルの地点

の地点 ⑮の地点から 一九二度三八分二秒 二〇・二三メートルの地点

の地点 ⑯の地点から 一九〇度二〇分一四秒 一八・三七メートルの地点

の地点 ⑰の地点から 二九四度一四分三九秒 三・四五メートルの地点

の地点 ⑱の地点から 二八九度三三分三七秒 八・一三メートルの地点

の地点 ⑲の地点から 二八六度〇九分一六秒 四・五五メートルの地点

の地点 ⑳の地点から 二八八度五〇分四四秒 一四・六九メートルの地点

の地点 ㉑の地点から 二九〇度〇二分一二秒 一三・六九メートルの地点

の地点 ㉒の地点から 三二一度四七分〇一秒 一五・八八メートルの地点

の地点 ㉓の地点から 三一九度三九分五一秒 一〇・五六メートルの地点

の地点 ㉔の地点から 三三三度二五分五一秒 二九・四八メートルの地点

3 面積 七、一五三・一六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森県八戸市沼館四丁目一番一、一番五、一番二五、一番三八、一番五一、
一番六一、一番一八四、一〇一番二、一番二の一部、一番三の一部及び一番一
五二の一部の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とネの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 電子基準点八戸基点(北緯四〇度三〇分五五・二九七五秒、東経一四一度三〇分四〇・六一七〇秒)から三一八度五一分〇五秒 二、二六七・四〇メートルの地点
- イの地点 アの地点から 七度〇二分四七秒 六七・四八メートルの地点
- ウの地点 イの地点から 九七度〇〇分〇〇秒 一八三・四一メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 一八六度四七分三三秒 五八・〇五メートルの地点
- オの地点 エの地点から 一九八度四四分二秒 六・一九メートルの地点
- カの地点 オの地点から 一七六度〇四分三三秒 一〇・五一メートルの地点
- キの地点 カの地点から 二六六度〇三分四三秒 八・二九メートルの地点
- クの地点 キの地点から 二六五度五〇分三三秒 六二・四九メートルの地点
- ケの地点 クの地点から 一七五度五三分三三秒 三・〇〇メートルの地点
- コの地点 ケの地点から 二六五度四六分二五秒 三・一三メートルの地点
- サの地点 コの地点から 一九九度三四分一五秒 一・〇四メートルの地点
- シの地点 サの地点から 二六四度〇三分四五秒 四・九三メートルの地点
- スの地点 シの地点から 一九二度三八分三三秒 二〇・二三メートルの地点
- セの地点 スの地点から 二九〇度二〇分一四秒 一八・三七メートルの地点
- ソの地点 セの地点から 二九四度一四分三九秒 三・四五メートルの地点
- タの地点 ソの地点から 二八九度三三分三七秒 八・一三メートルの地点
- チの地点 タの地点から 二八六度〇九分一六秒 四・五五メートルの地点
- ツの地点 チの地点から 二八八度五〇分四四秒 一四・六九メートルの地点
- テの地点 ツの地点から 二九〇度〇二分一二秒 一三・六九メートルの地点
- トの地点 テの地点から 三三一度四七分〇一秒 一五・八八メートルの地点
- ナの地点 トの地点から 三一九度三九分五一秒 一〇・五六メートルの地点
- ニの地点 ナの地点から 三三三度二五分五一秒 二九・四八メートルの地点
- ヌの地点 ニの地点から 二八〇度五六分四〇秒 一・五四メートルの地点
- ネの地点 ヌの地点から 三三四度〇三分五六秒 二・四八メートルの地点

3 面積

一七、七〇六・二〇平方メートル

四 埋立地の用途

緑地

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十六年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十六年十月十日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 賃借権の設定等を受ける者 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 農事組合法人 藤崎宮農組合 | 中野目字宮元二四の一 | 南津軽郡藤崎町大字西 ほか十三筆 | 南津軽郡藤崎町大字亀岡字池田三五 一 |
| 杉沢則夫 | 中津軽郡西目屋村大字 杉ヶ沢字平岡三 | 中津軽郡西目屋村大字 杉ヶ沢字平岡三 の一ほか三筆 | 中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡三 の一ほか三筆 |

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、新岡地区の県営土地改良事業(一般農道整備事業)計画を変更したので、同条第六項

において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年十月十四日から同年十一月十一日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社兼建興業

二 代表者の氏名 兼平 力

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字兼平字猿沢二六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一〇九二三号

五 取消年月日 平成二十六年九月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年八月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年十月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社須田山重機

二 代表者の氏名 須田山 聡

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字高清水四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第九一二号

五 取消年月日 平成二十六年九月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

| | |
|------------------------------------|------------------------------------------|
| (発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県 | (印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭 |